

別表2（第6条関係）

第6条第3号に規定する感染対策等を行った上での施設内療養に要する経費の取扱いは、次のとおりとする。

1 補助対象事業所・施設

感染対策等を行った上での施設内療養に要する経費の補助対象となる事業所・施設は、高齢者施設等とする。

2 補助の内容及び要件

(1) 定義

ア 「施設内療養者」とは、次の（ア）及び（イ）の区分に応じ、当該（ア）及び（イ）に定めるものをいう。ただし、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り、施設内療養者であるものとする。

（ア）令和4年9月30日までに発症した者 発症後15日以内の者とする。

（イ）令和4年10月1日以降に発症した者 発症日から起算して10日以内の者とする。ただし、基本となる療養解除基準を満たさない者については、当該基準を満たす日又は発症日から起算して15日目となる日のいずれか早い日までの間に限り、施設内療養者であるものとする。

イ 「基本となる療養解除基準」とは、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過することをいう。

ウ 「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。

(2) 補助対象

施設内療養を行う場合に発生する通常のサービス提供では想定されない措置で次のアからオまでに掲げるものを、必要な体制を確保しつつ行うことには伴う追加的な手間について、療養者ごとに要するかかり増し経費とみなし、補助対象とする。

ア 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供

イ ゾーニング（感染領域と非感染領域を明確に区分することをいう。）の実施

ウ コホーティング（入所者の居室を感染者、濃厚接触者又はそれ以外の者で区分することをいう。）の実施及び担当職員の区分その他の勤務調整

エ 状態の急変に備えた日常的な入所者の健康観察

オ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡及び報告の流れの確認

(3) 基本補助

高齢者施設等であって、次のア及びイの要件に該当するものを基本補助の対象とする。

ア 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひつ迫等により、保健所等から入所継続の指示があつた場合など、やむを得ず施設内療養することとなつた高齢者施設等であること。

イ 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、（2）のアからオまでの措置を実施した高齢者施設等であること。

(4) 追加補助

（3）の基本補助を行う場合において、次のア及びイの要件を満たす日は、療養者ごとに要するかかり増し経費について追加補助を行う。

ア 令和4年1月9日以降において、当該高齢者施設等が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること。ただし、同年4月8日から12月31日までの間は、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても、この要件を満たすものとする。

イ 小規模施設等（定員29人以下の高齢者施設等をいう。以下同じ。）にあっては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上の高齢者施設等をいう。以下同じ。）にあっては施設内療養者が同一日に5人以上いること。

3 補助額及びその上限額

(1) 令和4年9月30日までに発症した者に係る補助額

ア 基本補助として、施設内療養者1人当たり150千円を補助する。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、1人当たり1日10千円を補助する。

イ 追加補助として、2(4)ア及びイの要件を満たす日数に応じ、施設内療養者1人当たり1日10千円を補助する。ただし、施設内療養者1人当たり150千円を上限とする。

(2) 令和4年10月1日以降に発症した者に係る補助額

ア 基本補助として、施設内での療養日数に応じ、施設内療養者1人当たり1日10千円を補助する。ただし、施設内療養者1人当たり150千円を上限とする。

イ 追加補助として、2(4)ア及びイの要件を満たす日数に応じ、施設内療養者1人当たり1日10千円を補助する。ただし、施設内療養者1人当たり150千円を上限とする。

(3) 上限額

追加補助の上限額は、小規模施設等にあっては1施設当たり2,000千円、大規模施設等にあっては1施設当たり5,000千円とする。